

2月の規制緩和（事業参入基準の緩和）により、輸送人員はほぼ横ばいにもかかわらず、事業者数は平成11年度2336事業者から20年度4196事業者と約1.8倍増加しました。

しかも、規制緩和で中型バスは最低3両、また大型バスは5両あれば参入可能になり、平成12年3月は保有車両数10両以下の事業者の割合は67%であったのが、20年3月は72%まで増大。業界の零細構造化がさらに進んだのです。

した。原因は運転手の過労による居眠り運転でした。同年4月の国交省による監督指導によると、労働基準関係法令違反など法令違反等はツアーバス事業者の81.0%にのぼりました。

貸し切りバスの交通事故件数は高止まりをしていました。平成11年365件が17年は478件へ増加、減少

期が延長され、老朽化した
バスが使い続けられていゐ
ことがこうした事故を誘発
しているのです。

次回は総務省の勧告内容
に触れ、貸し切りバスの
安全確保の課題を探りま
す。

(安部誠治・関西大学社
会安全部教授)

貸し切りバスに指導強化

一九四〇年

した。原因は運転手の過労

低下でバスの車両更新の時

総務省は10日、国土交通省に対し、貸し切りバス事業者へ指導を行うよう勧告しました。

貸し切りバスは観光や団体、イベントの輸送手段として広く利用されているほか、最近はツアーバス形態の割安の都市間輸送手段として活用されています。

この業界では、平成12年

スが増加したこともあり、
11年度5161億円から20
年度4100億円へと大き
く落ち込みました。

そのため、限られたパイ
をめぐり厳しい奪い合いが
行われるようになります
た。特にツアーバスが低運
賃を売り物にし東京―大阪
間のような都市間輸送に大
量参入したため、事業者間

効は長時間・不規則労働を特徴としています。疲労や睡眠不足からくる運転手の居眠りや前方不注意はただちに事故に直結します。バス運転手の労働条件の改善は、安全運行の確保にとって最も重要な課題です。

傾向にあります。が、20年はなお413件の事故が発生しています。

近年のバス事業者の営業収益の低下は別の由々しき問題も生んでいます。高速バスが走行中に火災を起こすという事故が頻発しているのです。

国交省によれば、事業用バスの火災事故は平成15年

(安部誠治・関西大学
安全学部教授)